

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下田市長 松木 正一郎

市町村名 (市町村コード)	下田市 (22194)
地域名 (地域内農業集落名)	下田市地区 (茅原野集落、宇土金集落(下)、椎原集落、北湯ヶ野集落、加増野集落(富田原)、箕作集落(上)、吉佐美・大賀茂集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (全体:3回、地域:9回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主として自家消費を中心とした小規模な農業が行われており、耕作者は65歳を上回る者が84%を超え、高齢化が顕著であるとともに、後継者が決まっていない農用地は87%を超えている【※割合は、利用意向調査の回答結果による。】。このことは、担い手の確保、担い手を確保することができる農用地の整備が急務の課題であることを示している。

農業形態は、田での稲作が中心となっており、農地はその多くが、河川沿いに河川に向かう勾配が1/20以上の下り急傾斜地に位置している。

このことにより、当該農地のほとんどが中小規模で、機械化などの効率化が難しいとともに、畦畔の管理が営農の大きな負担となっていることを示しており、後継者、新規就農者等の確保をより困難にしており、受け入れやすい環境の整備が必要であることを示している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中小規模農地での営農では、担い手等の確保及び所得の確保が難しいため、農地の大規模化、ハウスなどの施設園芸化、畑地への転換を考えていく。また、所得向上のために、地産地消の推進、管理しやすい農地での有機農業の導入、市場性のある作目の導入、農産物直売所等の換金につながる施設の整備を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	233 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域(中山間交付金の対象農地、圃場整備地等)を中心に現在耕作が行われており、今後も耕作が見込まれる農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
・保全、管理等が行われる区域については、地元で慎重な協議を重ね、必要な場合適切に設定する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落ぐるみ(非農業者を含む。)での管理により、農地、水路及びその周辺環境の維持に努めるとともに、地域内の耕作者のみでは継続が難しい場合は、移住者などの新規就農者や農業法人等の外部からの営農者確保に努める。これらの中で、中心経営体になりうる者の育成に努め、集積、集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者の高齢化及び後継者不足により、今後、現在の耕作者の離農又は廃農が進む可能性が高いため、積極的に農地中間管理機構を活用し、耕作の空白期間を作らないように努める。また、中心経営体が確保できた場合には、機構を通じた中心経営体への貸付けを推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落ごとの必要に応じて、農業の生産効率の向上や栽培作目の転換を図るため、農用地の大区画化、利用目的転換等の基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAや移住コーディネーターと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、栽培技術指導や農業用機械レンタルなどの営農継続支援、生産する農地のあっせんなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また、下田市も参加する静岡県農業法人誘致推進連絡会の活動により、農業法人とのマッチングを目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAや営農に積極的に取り組む法人等と協力し、農作業の効率化、農業者の負担軽減などを図ることにより、後継者の確保につなげる。また、ワーケーション実施企業等と協力し、社会貢献活動として農繁期の負担軽減を図る。

以下任意記載事項

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカなどの鳥獣被害が拡大しないよう防止柵の設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて捕獲人材の確保・育成を進める。
 ⑦対象農用地の荒廃拡大を防ぐため、保全管理用作業機械の確保・貸出を行い、保全・管理の維持を図る。